

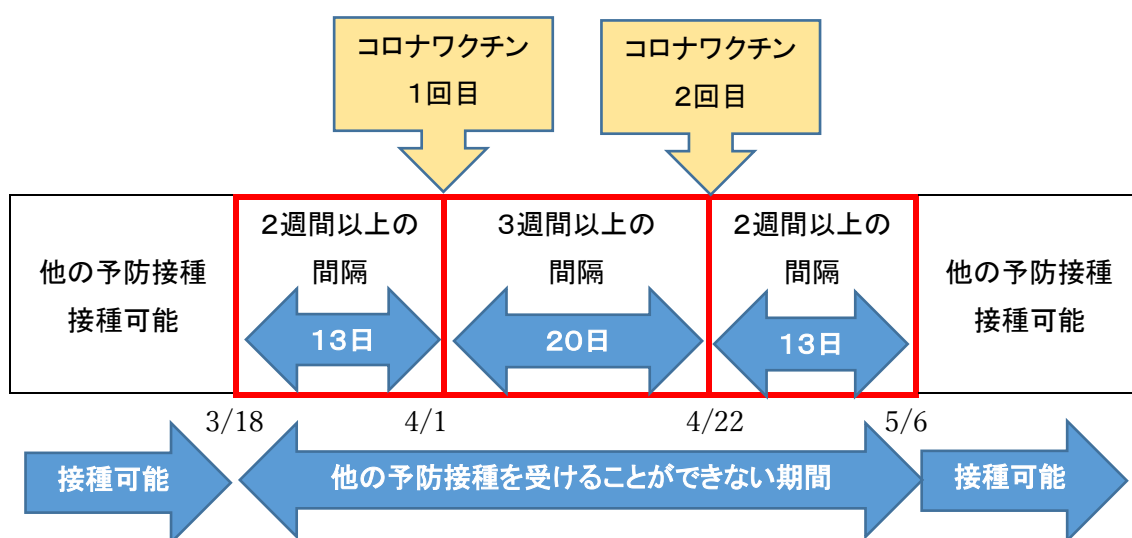
新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの接種間隔について

原則として、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時には接種できません。

新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後以降（中13日以上の間隔）でないと接種できません。

特に子どもの場合は、定期接種でワクチンを接種することもあるため、予め計画を立てた上での予約をお願いします。接種期限を過ぎると全額自己負担になる場合があります。

（例）4月1日に新型コロナワクチン1回目を接種する場合、他のワクチンを接種できるのは3月18日まで、4月22日にコロナワクチン2回目を接種する場合、他のワクチンの接種が可能になるのは5月6日以降になります。



※ なお、創傷時の破傷風トキソイド等、緊急性を要するものに関しては、例外として2週間を空けずに接種することが可能です。

※ 特に下記の定期予防接種を受ける方は、公費（自己負担なし）で接種できる期限をご確認の上、接種日程をご検討ください。接種期限を過ぎると全額自己負担になる場合があります。

定期予防接種の種類	標準的な接種時期	公費での接種期限	接種回数
二種混合（DT）	11歳から12歳	13歳の前日まで	1回
日本脳炎（2期）	9歳から10歳	13歳の前日まで※1	1回
子宮頸がんワクチン（女性のみ）	中学校1年生相当	高校1年生相当の3月末まで	3回（接種完了まで原則6か月）

※1 平成7年4月2日から19年4月1日生まれの方で、日本脳炎第1期、2期の接種を受けられなかった方は20歳の誕生日の前日まで接種できます。